

# 特定施設に係る振動の指定地域図

特定施設に係る振動の規制基準

		昼間(午前8時から午後7時まで)	夜間(午後7時から翌日の午前8時まで)
	第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
	第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

